# 仙台市優良建設工事表彰基準

（平成１８年３月２２日　財政局長決裁）

１．対象工事

（１）工事種別　　仙台市（公営企業を除く）が発注した建設工事を，一般土木，舗装，造園，維持管理（補修工事に類するもので，いわゆる「管内もの」と呼ばれる工事など），建築，電気設備及び機械設備の種別に分類する。

（２）最終請負代金額　１，０００万円以上の工事を対象とする。

（３）工期　　表彰年度の前年度に完成した工事とする。

（４）施工者所在地　　県内に本店を有する建設業者とする。

２．推薦基準

工事及び技術者の推薦は，工事担当部（課，所）長より前記１の対象工事の内から，次の各号に該当するものに対して行う。

（１）工事の出来栄え，品質が特に優れており，工事評定点（仙台市工事成績評定要領（平成２５年３月１９日財政局長決裁）第６の工事評定点）が８０点以上のものであること。

（２）工事の施工上，困難な条件を克服して工期内完成を図ったこと。

（３）工事発注に対する理解が高く，市との連携，協調が適切に行われていること。

（４）地元住民への配慮が行き届いており，工事の説明や苦情対応が適切であったこと。

（５）建設現場の安全管理が十分確保されており，労働災害や公衆災害が発生（ただし，不可抗力による場合は除く。）していないこと。

（６）請負者に，仙台市の競争入札参加資格者として，次に掲げる事項に該当する不誠実な行為がなかったこと。

①　工事が完成した年度の４月１日から表彰日までに，仙台市の指名停止処分を受けた場合

②　その他，表彰することが不適当と認められる行為があった場合

（７）技術者は，工事毎に，現場代理人，主任（監理）技術者のうちから１名を推薦するものとし，（１）から（６）に掲げるほか，次に掲げる事項に該当するものであること。

①　建設現場の安全管理等に十分留意し，他の従業員の模範となる者であること。

②　工事が完成した年度の４月１日から表彰日までに，社会通念上不名誉なことがなかった者であること。

③　当該会社の代表者以外の者であること。

３．選考基準

工事及び技術者の選考は、前記２により推薦を受けたもののうち，前記１の対象工事の工事種別ごとに上位５パーセントの順位までものとする。ただし，工事評定点が８５点以上の場合，または，上位から５パーセントの順位目に相当する工事評定点が複数ある場合は，５パーセントの範囲を超えて表彰することができるものとする。

附　則（平成１９年４月１９日改正）

この改正は，平成１９年４月１９日から実施し，平成１８年度完成工事の表彰から適用する。

附　則（平成２２年２月１０日改正）

この改正は，平成２２年４月１日から実施し，平成２１年度完成工事の表彰から適用する。

附　則（平成２６年３月２８日改正）

この改正は，平成２６年４月１日から実施し，平成２５年度完成工事の表彰から適用する。

附　則（平成２９年８月３０日改正）

この改正は，平成２９年９月１日から実施し，平成２９年度完成工事の表彰から適用する。

附　則（平成３１年３月２７日改正）

この改正は，平成３１年３月２７日から実施し，平成３０年度完成工事の表彰から適用する。

附　則（令和３年３月２７日改正）

この改正は，令和３年３月２７日から実施し，令和２年度完成工事の表彰から適用する。

附　則（令和７年９月１７日改正）

この改正は，令和７年１０月１日から実施し、令和８年度完成工事の表彰から適用する。